

2021年3月から

マイナンバーカードが保険証として

利用できるようになります！



1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子
証明書により医療保険の資格をオンラインで
確認します。

利用申込はカンタン！



マイナンバーカードを保険証として利用するためには、
申込が必要です。
利用の申込は、マイナポータル（※）でできます。

（※）子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や
オンライン申請がワンストップできたり、行政からの
お知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー（12桁の数字）は使いません！



マイナンバーカードの保険証利用には、ICチップの中の
「電子証明書」を使うため、マイナンバー（12桁の数字）
は使われません。医療機関や薬局の受付窓口で
マイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療
情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



POINT!

1

保険証として ずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT!

2

医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT!

3

手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT!

4

健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。



POINT!

5

医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT!

6

マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。



保険証利用申込のお問い合わせ (マイナンバー総合フリーダイヤル)

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30

マイナンバーカード以外の船員保険に関するお問い合わせはこちらをお願いします



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060 (携帯電話・IP電話ご利用の方)
0570-300-800 (固定電話ご利用の方は市内通話料金)

メルマガ会員募集中です!ぜひ、ご登録ください

船員保険 メルマガ

検索